

「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」の実施について

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)で構成する首都圏自転車安全利用対策協議会が、自転車の安全利用を促進するため、九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間を実施しますので、お知らせします。

1 実施期間

令和6年5月1日(水)～5月31日(金)

2 重点項目

- (1) 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償保険等の加入義務の周知徹底
- (3) 全ての自転車利用者に対する自転車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

3 本市の主な取組

- (1) ホームページや広報さがみはら(5月1日号)への記事の掲載
- (2) 庁内放送や動画広告を活用した啓発
- (3) 自転車マナーアップポスターの自転車駐車場での掲示
- (4) 2024ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージ(5月25日)における自転車安全利用及び自転車用ヘルメット着用促進の啓発
- (5) 上溝「溝の朝市」(5月19日)における啓発



問い合わせ先
交通・地域安全課
電話 042-769-8229(直通)
担当 阿部